

西海道俘囚の再検討

永田 一

はじめに

内国に移配された俘囚の動向は『続日本紀』以下の国史等から知られるが、地域的・時期的に特別な共通点を持つのが西海道北部の俘囚である。豊前・豊後・筑後・肥前に居住する俘囚の中に、天長期に富豪として活動していた人物がいたのである。近江や播磨など俘囚の動向が史料によく見える国々でも、富豪となっていた例は見られない。そのため、西海道北部の国々には、俘囚が富豪に成長できた背景や何らかの要因があったと考えられる。本稿では、この西海道北部で富豪として活動していた俘囚に注目し、彼らの動向の検討を通じ、いかにして富豪に成長していったのかについて考察する。

俘囚と夷俘の違いについては諸説あるが、平川南は次のように論じている。俘囚は小単位に分解され服属した蝦夷であるとす。夷俘は、当初は帰降した蝦夷と俘囚を包括した概念を有する言葉だったが、延暦年間頃を境に俘囚と対置される帰降した「蝦夷」および「夷」と同義に用いられる傾向があるとする。また、弘仁年間の支配政策を通じて両者の概念が変質し、その後、俘囚と夷俘の呼称の混乱が始まるとする。^① 本稿

では、この平川説に従う。^② なお、帰降した「蝦夷」「夷」は「夷俘」と表記し、史料に夷俘の語句が用いられており、それを指す場合は「夷俘」と表記する。

一 八世紀における西海道の俘囚・「夷俘」

(1) 西海道への俘囚・「夷俘」移配の特徴

東北地方に居住していた俘囚・「夷俘」が遠く離れた西海道諸国に居住しているのは、律令国家の政策により移配されたためである。まず、俘囚・「夷俘」移配の様相について確認していく。

史料 1

『続日本紀』神龜二年（七二五）閏正月己丑条

俘囚百卅四人配_三于伊予国_一、五百七十八人配_三于筑紫_一、十五人配_三于和泉監_一焉。

陸奥国の俘囚が伊予国・和泉監・筑紫へ移配されたことが見えるが、^③

これは日本古代の史料における俘囚の初出記事でもある。八世紀初頭より律令国家と蝦夷が衝突を繰り返すなか、神亀元年（七二四）に陸奥国の海道蝦夷が反乱を起こしており、史料1の「俘囚」はこの時に捕虜となった海道蝦夷だと考えられる。海道蝦夷について熊谷公男は、桃生郡付近を中心とした北上川下流域から本吉・気仙方面の海岸部にかけて居住していた蝦夷集団の総称であると指摘している。

俘囚・「夷俘」の移配を直接記した記事をまとめたのが表1である。

神亀二年（宝亀七年）にかけては、陸奥・出羽から数百人規模で俘囚が移配されている。『続日本紀』から確認できる俘囚移配の事例は、神亀二年の次は宝亀七年となる（表1-3・4）。宝亀五年（七七四）七月にいわゆる東北三十八年戦争が勃発したが、宝亀七年にも陸奥・出羽両国で蝦夷征討が行われており、この時に捕虜となった陸奥・出羽の蝦夷が俘囚として移配されたと考えられる。また天平十年（七三八）駿河国正税帳や天平十年筑後国正税帳から同年にも俘囚が移配されたことが知られるが、前年に陸奥国から雄勝村を経由し出羽国へ向かう連絡路敷設を目的とした軍事行動が展開されており、これに対応するものと考えられる。神亀二年（宝亀七年）にかけては、直前に行われた征夷で捕虜とした数百人規模の蝦夷を俘囚身分とし、畿内より西の諸国、特に西海道諸国に多く移配している。史料上に見える俘囚の移配先が西海道にかなり集中しているところから、主に防人に替わり西国警備の役割を担わせることが目的だったと推測される。

ところが、こうした初期の俘囚移配の様相は、延暦十年代を境として変化していく。まず、延暦十四年（七九五）の陸奥から日向への移配

【表1】俘囚・夷俘の移配事例

	年・月・日	移配前	移配後	人数	理由	出典
1	神亀2年(725)閏正月4日	(陸奥) *	伊予 筑紫 和泉監	144 578 15	(俘囚)	続日本紀 〈日本紀略〉 〈扶桑略記〉
2	天平10年(738)	陸奥	摂津職	115	(俘囚)	天平十年 駿河国正税帳
3	宝亀7年(776)9月13日	陸奥	大宰管内諸国	395	(俘囚)	続日本紀
4	宝亀7年(776)11月29日	出羽	大宰管内・讃岐 諸司及び参議 已上に班賜	358 78	(俘囚)	続日本紀
5	延暦14年(795)5月10日	陸奥	日向	66	俘囚吉弥侯部真麻呂を殺害した、俘囚大伴部阿弋良等妻子親族を配流	類聚国史
6	延暦18年(799)12月16日	陸奥	土佐	4	(俘囚)野心改まらず、賊地と往還	日本後紀
7	延暦19年(800)3月1日		出雲	60余	(俘囚)	類聚国史
8	延暦24年(805)10月23日	播磨	多櫛嶋	10	(俘囚)野心改まらず	日本後紀
9	大同元年(806)10月3日	近江	大宰府	640	夷俘を防人にあてる	類聚国史
10	弘仁11年(820)6月11日	因幡	土佐	6	(俘囚)百姓の牛馬を盗む	類聚国史
11	弘仁14年(823)5月5日	甲斐	伊豆	13	賊首吉弥侯部井出麿等大少男女13人を配流	類聚国史
12	天長8年(831)2月9日	甲斐	駿河		俘囚吉弥侯部三氣麻呂・吉弥侯部草手の二烟を駿河国に附貫。魚塩に使	類聚国史
13	天長9年(832)12月20日	伊予	阿波	5	(俘囚)情願にしたがう	類聚国史
14	貞観11年(869)12月5日	諸国	大宰府		要所に分番させ新羅海賊に備える(俘囚・夷俘・俘夷の表記が混用)	日本三代実録 〈類聚三代格〉
15	寛平7年(895)3月13日	諸国	博多警固所	50	新羅凶賊に備えるため、夷俘50人を増員	類聚三代格

・拙稿註(2)前掲論文(2008年)120—121頁をもとに一部修正して作成

*『続日本紀』には国名が記されていないが、『日本紀略』『扶桑略記』の「陸奥国俘囚」という記述による

(表1―5)以降、懲罰的な移配が行われるようになった(表1―6・8・10・11)。これらは少人数であることから、家族や親族単位のものと考えられる。

俘囚の移配先が内国全体へと広がるのも同じ時期である。延暦十九年(八〇〇)に出雲国に俘囚が移配されたことが見え(表1―7)、延暦十八年(七九九)には陸奥から土佐に移配されており(表1―6)、この頃に西海道以外の国々にも俘囚移配を拡大する方針がとられはじめたようである。

さらに、延暦十年代以降には俘囚に加えて「夷俘」の移配が行われるようになった。「夷俘」の移配を直接伝える事例は大同元年(八〇六)の近江から大宰府への移配が最初となるが(表1―9)、延暦十七年(七九八)に、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲国に対し「夷俘」に時服や禄物を毎年支給することが命じられており、これ以前に内国全体への「夷俘」移配が開始されていたことが推測される。延暦弘仁年間にかけての移配夷俘に「夷」(蝦夷)身分が含まれていたこと、また夷俘の移配は坂上田村麻呂の征夷を契機としており、延暦十三年(七九四)以降に行われるようになったことが武廣亮平により指摘されている¹⁴⁾。東北地方から西海道諸国への大規模な「夷俘」移配を直接記した史料は見出せないが、後述するように天長年間の史料に「筑後国夷第五等都利別公阿比登」という人物が見られることから、西海道諸国にも「夷俘」が移配されていたことは確かである。

延暦十年代後半から西海道以外の国々へ俘囚移配が広がるのも、「夷俘」移配が開始されたのと同様、坂上田村麻呂の征夷をきっかけとして

捕虜となった、あるいは帰降した俘囚・「夷俘」の数が急激に増加したことと関係するのだろう。また、一度移配された集団が内国の別の国へ移配される二次的な移配が行われたのは、延暦二十四年の播磨から種子島への懲罰的移配の事例(表1―8)以降である。延暦年間後半に、俘囚・「夷俘」の移配政策が変化する一つの画期があったと考えられる。

その後、俘囚と「夷俘」の移配政策の大転換がなされたのが弘仁二年(八一二)の三十八年戦争終結時である。『日本後紀』弘仁二年十月甲戌条には、「其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配_一中国」。唯俘囚者、思_二量_一便宜、安_二置_一当土」とあり、「蝦夷」(「夷俘」)を内国に移配し、「俘囚」は東北地方に留めることが定められた。こうした決定がなされた以上、弘仁二年以降も「夷俘」移配は行われたと考えるべきだが、東北地方から内国への大規模な「夷俘」移配の事例は史料から見出すことができない。弘仁二年の決定は三十八年戦争終結直後の状況に対する政策であり、その後も長期にわたって「夷俘」移配が続けられたということはなかったと推測される。

俘囚・「夷俘」の移配は、貞観十一年(八六九)の事例(表1―14)、寛平七年(八九五)の事例(表1―15)を最後に史料から見られなくなる。これらは諸国に居住する俘囚を大宰府管轄下の要所の警備や、博多警固所の警備増員に回し、新羅海賊の襲撃に対する備えとするものだった。この頃においても俘囚に兵士の役割を担わせていたのである。

俘囚・「夷俘」移配の全体的な傾向を確認してきたが、西海道との関係については次のようにまとめられる。西海道には神龜二年(宝龜七年)にかけて俘囚が集中して移配されており、延暦十三年以降には「夷俘」

も移配されていた。また、貞観年間以降は諸国に居住する俘囚が再び移配され、大宰府近辺の要所の警備にあてられた。他の諸国においては延暦十三年（弘仁年間初頭という時期に俘囚・「夷俘」が移配された。これに対し、西海道諸国は神亀二年（宝亀七年）の初期の俘囚移配が集中していたことに加え、その後も九世紀末まで俘囚・「夷俘」の移配が重ねられたことが特徴と言えるだろう。

（2）延暦年間の西海道俘囚の状況

神亀二年（宝亀七年頃）にかけて、西海道は他の国々よりも多くの俘囚が移配されていた。そのため、西海道諸国ではかなり早い段階から俘囚支配の困難に直面することとなった。それをよく表しているのが次の史料である。

史料2

『類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符

太政官符

応_レ免_二俘囚調庸_一事

右得_二大宰府解_一備、所管諸国解備、件俘囚等、恒存_二旧俗_一、未_レ改_二野心_一。狩漁為_レ業、不_レ知_二養蚕_一。加以居住不_レ定、浮遊如_レ雲。至_レ徴_二調庸_一、逃_二散山野_一。未_レ進_二之累_一、職此之由。望_レ請、免_レ徴_二正身_一、至于蕃息、始_レ徴_二課役_一。然則俘囚漸習_二花俗_一、国司永絶_二後煩_一者。府加_二覆檢_一、所_レ陳有_レ理。謹_レ請_二官裁_一者。大納言從_二三位神王宣_一、奉_レ勅、依_レ請者。諸国准_レ此。

延暦十七年四月十六日

大宰府管内諸国の国司は以前から調庸の徴収を試みていたが上手くいかず、延暦十七年の段階で、現在の世代からの徴収を断念し子供の世代に移ってから課役の徴収を開始すべきだとしている。移配した直後から調庸徴収に踏み切るとは考え難く、移配先で生活が安定するまである程度の期間をあげた後に調庸を徴収しようとしたが、それでも無理だったと考えるのが自然だろう。また、調庸徴収を試みている以上、口分田を班給するなど最低限の生活基盤は保障されていたはずである。

ところで、すでに述べたように延暦十三年以降には俘囚に加え「夷俘」の移配も開始されていた。移配されて間もない彼らほどのような状態だったのだろうか。

史料3

『類聚国史』卷八三・政理五・正税 弘仁七年（八一六）十月辛丑条

勅、延暦廿年格云、荒服之徒未_レ練_二風俗_一、狎馴之間不_レ収_二田租_一。

其徴収限待_二後詔_一者。今夷俘等、帰化年久、漸染_二華風_一。宜_下授_二口分田_一、經_二六年已上_一者、從_レ収_中田租_上。

この史料3には「夷俘」と見えるが、「夷俘」だけに口分田が班給されたとは考え難いので、延暦十三年以降に帰降した俘囚と「夷俘」を指すと思われる。延暦二十年の段階では、帰降して間もない俘囚・「夷俘」から田租の徴収を行うのは不可能であることを律令国家も認めてい

た。そのため、弘仁七年にようやく田租徴収を始めようとしたのである。¹⁶⁾ なお、弘仁二年に俘囚計帳の進上が定められており、この時に全国の俘囚・「夷俘」から調庸徴収が開始されたようである。¹⁷⁾

これらの状況からすると、史料2の「正身」とは主に神亀二年〜宝亀七年の間に移配された俘囚のことを指すと考えられる。そうすると、ここで対象となった俘囚は移配されてから二〇〜七〇年の時間が経過していたことになる。最も早い神亀二年に移配された俘囚の場合、すでに子供や孫の世代に移っていたはずだが、それでも全体的には「狩漁為業」と生業を変えることがなく、調庸徴収もままならない生活状況であり、支配も安定していなかったのである。

史料2に「未進之累、職此之由」とあることからすると、大宰府管内諸国の国司は延暦十七年より前の段階で俘囚から調庸を徴収しようとしたが上手くいっていなかったらしい。それがなぜ延暦十七年に改めて議論され、こうした官符が出されるに至ったのだろうか。その背景として、次の二つが想定される。一つは、延暦十三年の坂上田村麻呂の征夷を契機として俘囚・「夷俘」の大規模な移配が開始されたことである。そしてもう一つは、第二章で詳しく述べるように、延暦九年（七九〇）〜延暦十五年（七九六）頃にかけて西海道諸国で繰り返し飢饉が発生し、この地域の人々全体が困窮していたことである。

西海道にはもともと多くの俘囚が移配されていたが、延暦十三年以降さらに俘囚・「夷俘」の大規模な移配が重ねられた。移配されたばかりの俘囚・「夷俘」からは、当然税の徴収は不可能であり、むしろ暫くの間は生活を保障しなければならず、財政的な負担が増大した。一方、当

時の西海道諸国は飢饉が発生し、財政的に厳しい状況であった。そこで、延暦十七年の数年前頃から、神亀二年〜宝亀七年の初期に西海道に移配された俘囚から、改めて調庸徴収を徹底しようと試みた。しかし、初期に移配された俘囚も、その大半は従来の生業を変えることなく支配も安定していなかった。また、彼らも飢饉の影響を受けていたことだろう。そのため、調庸徴収は結局先延ばしすることになったと考えられる。

西海道諸国は他の諸国に比べ初期の俘囚移配が集中した地域だった。しかし、移配が開始されてから数十年が経過した延暦十七年段階においても、全体的にはまだ調庸徴収もままならない状態だったのである。ところが、次章以降で見えていくように、天長年間に入ると西海道の俘囚・「夷俘」の中から、富豪となった人々が現れるようになる。つまり、延暦十七年〜天長期までの約三〇年の期間を経て、富豪に成長した人々がいたということになる。なぜ、そうした人々が現れるようになったのか。章を改めて詳しく検討する。

二 九世紀初頭の西海道の状況と俘囚・「夷俘」

天長年間の史料には、極めて特異な俘囚・「夷俘」の富豪の姿が見られる。

史料4

『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 天長五年（八二八）閏三月乙未条
豊前国俘囚吉弥侯部衣良由輸酒食百姓三百六十人。豊後国俘囚吉

弥侯部良佐閉、輸_三稻九百六十四束、資_三百姓三百廿七人。衣良由叙_二少初位下_一、良佐閉叙_二従六位上_一。

史料5

『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 天長五年七月丙申条

肥前国人白丁吉弥侯部奥家叙_二少初位上_一。奥家既染_二皇風_一、能順_二教令_一。志同_二平民_一、動赴_二公役_一。修_二造官舎及池溝道橋等_一、未_レ有_二懈倦_一。加以国司入部之日、送迎有_レ礼、進退無_レ過。野心既忘、善行可_レ嘉。

史料6

『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 天長十年(八三三)二月丁丑条

筑後国夷第五等都和利別公阿比登叙_二従八位上_一。輸_二私稻_一資_二弊民_一也。

史料4には、豊前国俘囚吉弥侯部衣良由が酒食を百姓に供出し、豊後国俘囚吉弥侯部良佐閉が稲を百姓に供出し救済したことで、それぞれ叙位されたことが見える。史料6には、筑後国夷第五等都和利別公阿比登が私稲を供出して弊民を救済したことにより叙位されたことが見える。さらに史料5には、肥前国人白丁吉弥侯部奥家が「修_二造官舎及池溝道橋等_一」などを行ったことで少初位上を授かったことが見える。

『続日本紀』以下の国史や『類聚国史』には全国に移配された俘囚・“夷俘”に関する記事が他にも見られるが、このように豊かな動産を所

有し、土木事業を行っていることを伝える事例は他にない。つまり、移配先で富豪となった俘囚・“夷俘”の活動がはつきり確認できるのは西海道諸国だけなのである。なぜ西海道でのみ、こうした事例が見られるのだろうか。これには八世紀末から九世紀初頭の西海道の社会状況が深く関わっていると考えられる。

まず、延暦年間に賑給・賑恤が何度も行われた。延暦九年八月に部内の飢民に賑恤を加え¹⁹⁾、延暦十年(七九二)五月にも豊後・日向・大隅の飢えた人々に賑給し¹⁹⁾、延暦十五年七月には肥後国阿蘇郡の山上にあった神霊池が涸減したことをうけて賑給を加え²⁰⁾、同年八月には長雨により筑後に賑恤を加えている²¹⁾。

弘仁年間に入ると蝗害が発生した。弘仁三年(八一二)六月に薩摩²²⁾、弘仁四年(八一三)六月に大隅・薩摩²³⁾、弘仁六年(八一五)五月に薩摩²⁴⁾、弘仁十年(八一九)十一月に薩摩²⁵⁾と、たびたび蝗害が発生している。また、弘仁四年十月には筑後・肥前・豊前・薩摩・大隅で風害も発生した²⁶⁾。西海道諸国は飢饉や災害に度々見舞われており、弘仁六年には大宰府管内諸国が連年不作のため三年間田租を免除する措置がとられた²⁷⁾。

しかし、さらに追い打ちをかけるように、弘仁十三年(八三二)に大宰府管内で疫病が流行した。この時、律令国家は在地の富豪の力を利用して事態に対応しようとした。すなわち、同年三月二十六日に疾病の百姓を療養する者、私貨物を出して飢民を養う者に対して出身、位階を授けることとし、その方式を定める二通の太政官符を出したのである²⁸⁾。天長五年の豊前・豊後の俘囚への叙位、天長十年の筑後の“夷俘”への叙位はこの時に定めた制度によるものと考えられる²⁹⁾。また、在地の富豪の

力を利用しようとした律令国家の政策が、西海道北部の俘囚・“夷俘”の富豪の食料供出などの活動を引き出したとすることができると言える。

延暦年間く弘仁年間にかけて西海道ではさまざまな災害により深刻な生産力の低下が起きていた。また、飢饉や疫病により人口も大きく減少した。それに伴い集落の再編成などが起こり、在地の共同体の状況が大きく変化したと推測される。

大宰府・国府・郡衙・官道・集落・墳墓などに関する考古学の研究成果から九世紀の大宰府管内の様相について総合的に検討した山村信榮は、福岡平野・北筑後の集落動態の共通点として、八世紀中に集約的に展開していた集落が、八世紀末から九世紀初頭に忽然と新規の遺構形成がなくなり、また小規模な集落や掘立柱建物群で構成される遺跡においても同様の現象が確認されるケースが多いとする。そして、肥前においても筑前ほど顕著とは言えないが同様の様相を持つ地域が存在したとしている³⁰⁾。

山村が指摘する福岡平野・北筑後・肥前の集落動態の変化が、延暦年間く弘仁年間の飢饉・災害・疫病と直接結びつくかどうかは不明とせざるを得ない。しかし、これらの地域において八世紀的地域相が瓦解し、九世紀初頭に変容したという点は、西海道北部の在地社会において共同体の様相が大きく変化したことを示す重要な指摘であると考える。

九世紀初頭における大宰府・国司・郡司の関係の変化について看過してはならないのが、弘仁三年に定められた郡司詮議の国定制である³¹⁾。大宰府の郡司に対する人事権について確認していくと、まず大宝二年（七〇二）に西海道諸国の掾已下と郡司に対する詮議権が与えられている³²⁾。

この制度がとられたことにより、西海道では郡司の補任を求める有力農民層が太宰府に接近してくるようになった。書生などとして出仕し功をあげれば郡司に補任されることが期待できたからである。

ところが、弘仁三年に定められた郡司詮議の国定制では、国司に各郡一人の候補者を推挙させることとなった。これにより、有力農民層は国司に接近するようになった。そのため大宰府の書生が帰郷してしまい、弘仁七年には公文の作成が滞るまでに至っている³³⁾。大宰府と有力農民層との繋がりは失われ、国司と有力農民層の関係性が強まった³⁵⁾。また、大宰府の機能は停滞する一方、国司の権力が強まっていったのである。

延暦年間く弘仁年間の西海道では、度重なる飢饉・災害・疫病により生産力は著しく低下し、人口減少に伴い在地社会も大きく変化した。新興の有力農民層は、従来の共同体を維持できなくなった百姓を労働力として取り込んでいき、新たな共同体の再編成を促すこととなった。一方、弘仁三年の郡司詮議の国定制が定まって以降、郡司補任を希望する有力農民層が取り入る対象を大宰府から各国の国司へ変える事態が生じていた。新興勢力として成長してきた有力農民層は郡司補任をめぐって互いに競い合うとともに、譜第郡司層ともしのぎを削ることとなった。飢饉・災害・疫病が続いた状況を背景とし、郡司詮議の国定制も一つの契機としながら、有力農民層が労働力確保のために百姓を取り込んで共同体を再編成し、富豪へ成長していく動きが加速されたと考えられる。

八世紀末く九世紀初頭にかけて、共同体の再編成、国司と有力農民層との関係の新たな構築など、いわば西海道の在地社会の様相そのものが大きく変容した。ここに西海道の俘囚・“夷俘”が富豪に成長する機会

が生まれたと考える。

三 俘囚・「夷俘」の富豪の成長―農業経営からの発展―

(1) 俘囚・「夷俘」の富豪の活動

俘囚・「夷俘」はいかにして富豪に成長していったのだろうか。史料4・6によると、豊後国の吉弥侯部良佐閏や筑後国の都利別公阿比登が大量の私稲を所有していることが見える。戸田芳実は、富豪層の所有形態の特色について、営田と出挙に投入しうる大量の稲穀を中心とした動産所有にあったと指摘している。⁽⁴⁶⁾ 俘囚・「夷俘」の富豪も、まずは私出挙や賃租などの土地経営により富を蓄積していったと考えられる。

史料5には肥前国の吉弥侯部奥家が「修造官舎及池溝道橋等」したとある。彼はこうした土木事業を成し得る大きな労働力の編成が可能だった訳だが、それに関わることにはどのような意味があったのだろうか。

池溝の修造は用水整備の一環であり、いわゆる力田の輩による開発行為と同質のものである。亀田隆之は、力田者は郡司層のいわゆる地方豪族より一段低い階層の農民であると指摘している。⁽⁴⁷⁾ 吉弥侯部奥家は無位から少初位上に叙されており、まさしく新興の有力農民層として台頭してきた人物だった。

營繕令16近大水条は堤防の修理を国郡司の任務としている。また、雑令12取水溉田条は灌漑や用水を利用した施設の設置について国郡司が管理するよう定めている。『延暦交替式』延暦十九年九月十六日太政官符は、「諸国池溝」の修理について国司の懈怠を問題視し、「條例」を立て

て違反者を取り締まり、池堰を惣計して朝集帳に載せ太政官に申上させることとし、さらに解由制をとることを定めた。池溝の修理は現場の実務を郡司に担当させ、国司が管轄する義務を負っていた。

道橋の修理は營繕令12津橋道路条に規定があるが、条文には担当官司が明記されておらず「非当司能弁者申請」とだけある。この「当司」について令義解は「当司者、当国之司也」とし、令釈も「当司、国司也」としているので、やはり国司の役割とされていた。

官舎の修理について、律令には担当官司を明記した条文が見あたらない。しかし、『延暦交替式』天平勝宝元年（七四九）八月四日勅は「諸国正倉」の修理を怠けた場合は「国郡官人」を処罰するとしている。

『延暦交替式』天平神護二年（七六六）九月五日勅には、官舎（倉庫）の修理は国司の責任とされていたが懈怠が目立つため、年間の官舎の修理数を記録して朝集使に付し毎年奏聞するよう定めたことが見える。

このように、池溝・道橋・官舎の修理はいずれも国司が管轄する責任を負っていた。また、官舎・池溝については、現場の実務は主に郡司層が担うものとされていたが、八世紀中頃にはすでにそれを管轄する国司の懈怠が問題となっており、修理数を毎年中央に伝えるように定めている。⁽⁴⁸⁾ さらに官舎の修理に解由制をとるようになるなど、国司監察を強化していく中で重要な問題として位置づけられていた。吉弥侯部奥家はそうした土木事業に積極的に関わることで、巧みに国司に取り入るとともに、力田者として在地における影響力を強めていったのである。

吉弥侯部奥家の活動でさらに注目されるのが「国司入部之日。送迎有_レ礼」とある部分である。『朝野群載』卷二二・諸国雑事上・国務条々々

事の「境迎事」には「官人・雑仕等、任_レ例来向。或国随_二身印鑑_一参向、或国引_二卒官人雑仕等_一参会」とあり、国司入部を出迎える「坂迎」を行_レうのは「官人・雑仕」とされている。つまり、吉弥侯部奥家も何らかの形で国府に出仕していたと考えられる。

改めて史料5を見てみると、吉弥侯部奥家は「白丁」とされている。白丁の出身方式について中村順昭は次のように論じている。白丁は官司または下部機関や出先機関に白丁身分のまま出仕を始め、下部機関で採用された段階では白丁・里人だが、官司に把握されると「未選」状態になり、その後、本司から式部省に申請され、式部省から正式に下級官人に補され把握下に入るとする⁽³⁸⁾。吉弥侯部奥家も「白丁」として国府に出仕し、「修_二造官舎及池溝道橋等_一」といった功績や「国司入部之日。送迎有_レ礼。進退無_レ過」といった姿勢が評価されて少初位上を授かり、晴れて国府の下級官人としての地位を得たのだろう。

吉弥侯部奥家は白丁として国府に出仕し、天長五年に少初位上を授かり正式に下級官人となった。国司の管轄とされている「修_二造官舎及池溝道橋等_一」に積極的に関わること国司に取り入っていった。彼は在地においてこれを担う労働力編成が可能な富と権力を持つ富豪だったのである。

俘囚・「夷俘」の富豪は、成長の初期においては私出挙や賃租などの土地開発により富を蓄えた。そして国司に接近するとともに、用水整備などを行_レいさらに土地開発を進め、在地における権力を強めていった。では、いかにして開発に必要な労働力の編成を可能と_レいったのか。西海道の俘囚・「夷俘」関連の史料には限りがあるため、他地域の移配

俘囚・「夷俘」に関する史料も参考にしながら考えていきたい。

(2) 俘囚・「夷俘」の富豪の労働力編成

俘囚・「夷俘」は移配先においてどのような集団を形成し、居住していたのだろうか。まず、移配されてから定住するまでの状況を確認していく。

天平十年駿河国正税帳には陸奥国から撰津職へ向かった俘囚が一一五人いたことが見え、天平十年筑後国正税帳には四月二六日までに六二人の俘囚が到着したことが見える⁽³⁹⁾。陸奥国から撰津職に一一五人が送られ、その中の六二人が筑後国に送られたものと考えられる。筑後国正税帳には、この六二人へ稲・塩を支給した日数が記されており、① 四八人（四月二六日～二月三〇日）、② 三人（四月二六日～二月三日）、③ 七人（四月二六日～二月九日）、④ 四人（四月二六日～二月二日）と、四つのグループに分けられている。②③④の少人数のグループは家族単位と推測される⁽⁴⁰⁾。

移配直後の俘囚の状況を知る手がかりとして、次の史料を検討してみたい。

史料7

『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 延暦十九年三月己亥条

己亥朔、出雲国介從五位下石川朝臣清主言、俘囚等冬衣服、依_レ例須_二絹布混給_一。而清主改_二承前例_一、皆以_レ絹賜。又每_レ人給_二乘田一町。即使_二富民佃_レ之。新到俘囚六十余人、寒節遠来、事須_二優賞_一。

因各給絹一疋・綿一屯。隔五六日、給饗賜祿。每至朔日、常加存問。又召發百姓。令耕其園圃者。勅、撫慰俘囚、先既立例。而清主任意失旨、饗賜多費、耕佃增煩。皆非朝制。又夷之為性、貪同浮壑。若不常厚、定動怨心。自今以後、不得更然。

「新到俘囚六十余人、寒節遠来」とあるので、前年の冬に俘囚が出雲国に到着したらしい。また、「俘囚等冬衣服、依例須絹布混給」「撫慰俘囚、先既立例」とあることから、衣服の支給をはじめ、移配直後の俘囚の待遇は「例」により細かく定められていたことが知られる。石川清主が規程以上に俘囚を優遇し、勅はこれをやめるよう命じているので、この条文に見える待遇は「例」の定めた規程とは異なっていた。よって、石川清主が「隔五六日、給饗賜祿。每至朔日、常加存問」とあるのも、その程度は規程を超えていたのだろう。しかし、新たに移配先の国に到着した俘囚を数ヶ月間国府の近くに集住させ、国司が彼らに新たな地で生活するための教育をし、衣服や食料を支給するとともに、俘囚の生活基盤となる住居や口分田などを準備すること自体は行われていたのではないだろうか。そして、教育・準備が終わった後、再度国内の定住地へ移配されたと考ええる。

松村一良は東北系土器（内面を黒色処理した土器）を伴い、東北の住居形態と類似する特徴を持つ竪穴住居（北辺に貼り付け竈、長煙道を有する）で形成される奈良・平安時代の遺跡が西海道北部地域に存在することに注目し、豊前・筑前・肥前におけるこうした遺構・遺物をもつ集落

遺跡は八世紀後半を中心としたもので、このような集落は突然現れ、比較的短期間に終焉を迎えることから、俘囚が再移配されたことを示すとする。また、筑後国府跡では国府政庁近くに弧状の溝で分けられた区画が存在し、そこから八世紀半ば頃の供膳形態の土師器とともに東北系土器が出土していることから、国府の一角に移配直後の俘囚を収容する施設が存在した可能性を指摘している。俘囚移配の在り方を考えるうえで極めて興味深い指摘である。

「夷俘」の場合、服属時は在地における支配関係を容認されており、従来の集団を維持していたが、移配時には集団が解体されたい。弘仁五年（八一四）の出雲国に夷第一等遠胆沢公母志という人物がいたこと⁽⁴⁵⁾とが、また元慶四年（八八〇）には近江国に俘囚の遠胆沢公秋雄という人物がいたことが見える。遠胆沢公氏は元々「夷俘」として服属したが、後に一族が分断され出雲国と近江国に移配されたい。熊谷公男は、蝦夷は陸奥・出羽に居住している際、族長に統率され村を形成していたが、移配の際、その村における蝦夷集団本来のまとまりを破壊し、移配先において複数の蝦夷集団出身者からなる新しい集団が編成されたと指摘している。⁽⁴⁷⁾「夷俘」の移配も俘囚とほぼ同じような形で行われたのだろう。

律令国家は、俘囚・「夷俘」の従来の集団を一度解体し、移配先で意図的に新たな集団に編成した。俘囚郷や夷俘郷が形成された例があることから、⁽⁴⁸⁾一般百姓と隔て、俘囚・「夷俘」ばかりを集めて集団を形成させた⁽⁴⁹⁾と推測される。さらに、弘仁三年に夷俘長の設置を、弘仁四年に夷俘専当国司を設けることを定め、⁽⁵⁰⁾夷俘専当国司―夷俘長―夷俘、という

支配体制を作り上げた。律令国家はこの支配体制を維持することで移配した俘囚・“夷俘”を支配しようとした。

史料 8

『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）五月己卯条

己卯、近江国夷外従八位下爾散南公沢成爲_レ夷長、令_レ把笏_レ。先是、国上請、俘夷之徒、老少無_レ別、放縱爲_レ事。暴乱任意。不加_レ教諭、無_レ人統攝_レ。往年国司等択_レ勇健者、私置_レ其長_レ。而夷等不服、猶行_レ狼戾_レ。望請、置_レ件夷長、以_レ沢成_レ任_レ之、即預_レ把笏_レ。仍許_レ之。

史料 8 によると、往年より近江国司は勇健者を選んで夷長に任じてきたが、夷等の不服が高まり「老少無_レ別、放縱爲_レ事。暴乱任意」という状況だった。そのため、天安二年に爾散南公沢成を夷長に任じて把笏させることを請い許されたとある。近江国では国司の判断によって夷長を任じていたが、それは政府の許可を得た公的な任命ではなかったらしい。そこで、天安二年に公的に夷長を任じたのである。夷長への把笏は在地における支配秩序を可視的にし、引き締めを行うことを目的としていたのだろう⁵¹。律令国家は、夷俘専当国司―夷俘長―夷俘、という支配体制を維持すると同時に、それを在地の支配秩序の中に位置づけることに腐心していた⁵²。

このような支配状況のなか、一部の俘囚・“夷俘”が頭角を現し、富豪に成長していった。彼らの労働力編成に関連するものとして注目され

るのが、史料 4 において豊前国の吉弥侯部衣良由が「酒」を供出していることである。『類聚三代格』延暦九年四月十六日太政官符に「因_レ玆殷富之人多蓄_レ魚酒、既樂_レ産業之易_レ就。貧窮之輩僅弁_レ蔬食、還憂_レ播殖之難_レ成。是以貧富共競竭_レ己家資、喫_レ彼田夫_レ」とあるように、富豪は所有する「魚酒」などを利用して大規模な農業経営に必要な労働力を確保した。吉弥侯部衣良由が所有していた大量の「酒」は、本来はそうした労働力の確保に用いるものだったと考える。

「魚酒」については、これを儀制令 19 春時祭田条集解の「一云」に見える「祭田之日、設_レ備飲食、并人別設_レ食」と関連するもので、共同的な祭祀に伴う飲食であるとする見解⁵³と、「魚酒」は個別経営における雇用のためのものであり、春時祭田とは別のものと捉えるべきだとする見解がある⁵⁴。本稿ではどちらが正しいかを論じる準備はできていない。しかし、小口雅史が指摘するように、共同体の在り方そのものに焦点を当てて考察することが肝要なのではないだろうか⁵⁵。移配俘囚・“夷俘”と一般百姓とは共同体の性格・状況が明らかに異なるのであり、ここでは彼らの集団の性格に則して考える必要がある。

律令国家は俘囚を家族単位に、“夷俘”も一族を二分する程に従来の集団を解体し、移配先で新たな集団に編成した。つまり、普通の在地首長が伝統的権威や村落祭祀を背景に共同体を掌握していたのに比べ、東北地方に居住していた際に首長の地位にあった俘囚・“夷俘”と雖も、移配後も強い伝統的権威を保持し、それを背景に新たに編成された集団を掌握することは困難だったと思われる。

これを裏付けるのが、弘仁五年に出雲国で発生した俘囚荒糧の乱であ

る。反乱鎮圧に貢献し外従五位下を授かった夷第一等遠胆沢公母志という人物がいるが、「夷第一等」とは蝦夷爵の最高位であり、遠胆沢公氏は東北地方にいた際、かなり強い伝統的権威を持った蝦夷の首長だったと考えられる。しかし、そうした人物でも荒糧をはじめとする反乱を起こした俘囚集団までは支配できていなかった。かつて有した蝦夷の首長としての権威も、移配先で自分とは異なる蝦夷集団出身者からなる複数の集団を掌握するには必ずしも有効ではなかったのである。

史料6に見える筑後国夷都和利別公阿比登が蝦夷爵「第五等」を有しているが、遠胆沢公母志の「第一等」と比べるとずっと低く、首長としての権威もかなり弱かったものと思われる。また、西海道の俘囚・「夷俘」の富豪は、いずれも俘囚長・夷長ではなかった。つまり、彼らは蝦夷の首長としての伝統的権威や律令国家による権威付けがなく、基本的にはその実力により富豪に成長したと考えられる。こうした富豪の成長は移配先において再編成された俘囚・「夷俘」集団内部から自発的に起こった動きであり、律令国家の築いた支配の枠組みを超えたものだった。だとすれば、史料4に見る豊前国の吉弥侯部衣良由が「酒」を労働力編成に用いた場合、それは共同体的関係による祭祀に伴う飲食ではなく、個別経営における雇用のためと考えられる。

史料4でもう一つ注意したいのが、俘囚・「夷俘」の富豪が食料を供出した対象が「百姓」とされている点である。これは、富豪としての規模が拡大し、俘囚・「夷俘」集団の掌握という段階を超え始めていたことを示している。後には、困窮した一般百姓も自身の経営の労働力に取り込んでいったものと思われる。

西海道諸国には八世紀初頭から多くの俘囚が移配され、しかも九世紀初頭まで移配が重ねられた。律令国家は俘囚・「夷俘」の集団を意図的に再編成し、支配体制を築こうとした。しかし、その中から実力により頭角を現していった俘囚・「夷俘」の富豪は、まず周囲にいる俘囚・「夷俘」を自身の農業経営の労働力に取り込んでいった。そして、さらに付近の一般百姓をも取り込み、成長を続けたと考えられるのである。

四 俘囚・「夷俘」の富豪の活動―海上交易への進出の可能性―

西海道北部の俘囚・「夷俘」がどのようにして富豪に成長したのかについて、農業経営の面から考察した。では、富豪に成長した人々は、他にどのような活動を展開していったのだろうか。西海道の地域的特徴に改めて注目し、考えていきたい。

史料4～6によると、俘囚・「夷俘」の富豪が居住するのは豊前・豊後・肥前・筑後国と西海道北部に集中する。しかし、西海道の他の国々にも俘囚は移配されていた。『延喜式』卷二六・主税上5出挙本稻条には伊勢国以下三五の国々に俘囚料が設置されたことが見えるが、それをまとめたのが表2である。俘囚料は出挙の利稻により各国に居住する俘囚を資養することを目的に設置されたものである。表2によると、西海道の国々で俘囚料が設置されているのは筑前・筑後・肥前・肥後・豊後・日向国である。また、日向国では承和十四年(八四七)に「俘囚死尽、存者員少」という状況で「俘囚禄料稻一万七千六百束」が削減されていた。

【表 2】 俘囚料一覧

伊勢	1,000	佐渡	2,000
遠江	26,800	因幡	6,000
駿河	200	伯耆	13,000
甲斐	50,000	出雲	13,000
相摸	28,600	播磨	75,000
武蔵	30,000	美作	10,000
上総	25,000	備前	4,340
下総	20,000	備中	3,000
常陸	100,000	讃岐	10,000
近江	105,000	伊予	20,000
美濃	41,000	土佐	32,688
信濃	3,000	筑前	57,370
上野	10,000	筑後	44,082
下野	100,000	肥前	13,090
越前	10,000	肥後	173,435
加賀	5,000	豊後	39,370
越中	13,433	日向	1,101
越後	9,000		(東)

*『延喜式』巻二六・主税上 5 出挙
本稻条をもとに作成

肥後国は俘囚料の額が最も多く、多数の俘囚が居住していたと推測される。こうした国にこそ富豪に成長した俘囚が現れそうだが、そうはならなかった。それどころか、不思議なことに肥後国に居住する俘囚・「夷俘」の動向は他の史料から全くうかがうことができないのである。これはどういうことなのだろうか。

ここで、門脇禎二が指摘する西海道諸国の地域的特徴に注目したい。門脇は、西海道の富豪層は国司や大宰府の官人と結託し、蓄積した動産を調庸物の京運に便乗して畿内交易圏に運び込むなど、活発な交易活動を見せたが、こうした成長と動きを見せた富豪層は、おもに筑前・筑後・豊前・豊後等の沿海地域であり、内陸部の肥後国などとは違っていると論じている。^④

『類聚三代格』延暦十五年十一月二十一日太政官符によると、天平十八年（七四六）の段階で豊前国草野津、豊後国国埼・坂門等の津から調物を輸送する際、私物の交易を行っている「商旅之徒」がいた。律令国

家はこうした官物の輸送に便乗した勝手な交易を規制したが、延暦十五年には公私の船がこれらの津から往還することを許可している。奈良時代後半頃には大宰府を中心とした地方交易圏が成立し、郡司層や富豪層が調庸制の基盤に立って、それらの物資の交易に活躍していた。^⑤ 西海北部の国々の富豪の成長は交易活動と密接に関わっていた。

こうした地域的な特徴は、俘囚に対しても同様に作用したことだろう。もちろん、史料に見えないから肥後国の俘囚に富豪となった者が全くいなかったと言うことはできない。しかし、西海道北部の国々と比べると、肥後国においては俘囚が富豪に成長したとしても規模が小さかったのではないだろうか。そのため、周囲の俘囚を労働力として自身の経営に取り込んでいくこともあまり進まず、多くの俘囚が後々まで生活の保障が必要な状態で残っていたのではないかと推測する。

それでは、西海道北部の国々の俘囚・「夷俘」の富豪も交易に関わりえたのだろうか。西海道に移配された俘囚がどのような集団だったのかを改めて確認すると、最初の神亀二年に移配された俘囚は、前年に反乱を起こした陸奥国の海道蝦夷である。天平十年に移配された俘囚は、前年の陸奥国から出羽国への連絡路敷設を目的とした戦いで捕虜となった蝦夷である。宝亀七年には陸奥・出羽両国から俘囚が移配されているが、同年に陸奥国が征討の対象としたのは「山海二道賊」とされている。^⑥ また、三十八年戦争の発端となったのは、海道蝦夷による桃生城の攻撃だった。^⑦ よって、神亀二年と宝亀七年に移配された俘囚は主に海道蝦夷だったと考えられる。

『続日本紀』宝亀十一年（七八〇）二月丁酉条では、海道蝦夷より

「山賊（山道蝦夷）」に対する警戒が明らかに強調されている。宝龜十一年の最大の攻撃目標は山道蝦夷であり、これ以後、胆沢地域の蝦夷の制圧が最も重要視されるようになったと熊谷公男は指摘している。⁽⁶⁵⁾ 征討対象が海道地域から山道地域に移ったことにより、宝龜十一年以後に移配された俘囚・「夷俘」は、山道蝦夷を出自とする人々が中心になった。つまり、神龜二年〜宝龜七年の初期の俘囚移配が行われた畿内より西の諸国、特に移配が集中した西海道には最も多くの海道蝦夷が送られていたことになる。

樋口知志は、桃生城や伊治城が対蝦夷交易を律令国家側の強い統制下に再編するうえで重要な役割を果たしたことを指摘する。また、桃生城については、海道陸路と北上川河川交通（太平洋海上交通にも連なる）を制御下におくものだったとしている。⁽⁶⁶⁾ 海道蝦夷の中にも海上・河川を舞台に活発に交易を行っていた人々がいた。

律令国家は、そのような海道蝦夷を俘囚として移配すると、口分田を与え、時服・禄物を支給するなど数年間生活の保障をした後、⁽⁶⁷⁾ 税を徴収しようとした。ところが、俘囚は移配された後も従来の生業をなかなか変えることができなかった。史料²には「狩漁為業」とあり、西海道に移配された俘囚の中にも狩猟・漁撈を主な生業として続けていた人々がいた。天長八年（八三二）には「便魚塩也」という理由で甲斐国の俘囚が駿河国に附貫されている。⁽⁶⁸⁾ 海道蝦夷としての習俗もかなり根強く残っていたと思われる。

さらに、移配された俘囚・「夷俘」は令制国の境を越えて結びついてきた。弘仁七年に因幡国と伯耆国の俘囚が一緒に入京し越訴した例があ

⁽⁶⁹⁾ り、貞観八年（八六六）には播磨国の夷俘長等が近江国との間を頻繁に行き来していたことが知られる。⁽⁷⁰⁾ 天長九年（八三二）には、伊予国の俘囚の請願を聞き入れて五人を阿波国に移配しているが、⁽⁷¹⁾ こうした請願があったのも伊予国と阿波国の俘囚が互いに連絡を取り合っていたからだろう。内国に移配された俘囚・「夷俘」は頻繁に行き来し、独自の繋がり構築していた。ここにあげた事例は西海道以外の国々ではあるが、恐らく西海道諸国の俘囚・「夷俘」も、同じように彼ら独自のネットワークを有していたのではないだろうか。

ところで、山陽道・南海道の瀬戸内海沿岸の大半の国にも俘囚・「夷俘」が移配されていた。播磨・備前・備中・讃岐・伊予国には俘囚料が設置されている（表2参照）。また、摂津・備後・安芸・周防・阿波国にも俘囚・「夷俘」がいたことが確認できる。無論これらの国々にいた全ての俘囚・「夷俘」が沿岸部に居住していた訳ではないだろう。しかし、海上で活発に活動していた俘囚も確かに存在した。

『日本三代実録』貞観九年（八六七）十一月十日乙巳条によると、伊予国宮崎村を拠点とした海賊の討伐が命じられ、参加する「俘囚」を募らせている。「摂津・和泉、山陽・南海道諸国」に海賊討伐を下知しているのは、海賊の活動が瀬戸内海の極めて広い範囲に及んでいたことを示している。こうした海賊討伐に参加が期待されているのは、瀬戸内海沿岸の各国に海上で活発に活動していた俘囚がいたためだろう。

その中でも特に注目されるのが伊予国の俘囚である。神龜二年の移配俘囚は海道蝦夷を主体としており、一四四人が伊予国に移配されている。また、弘仁四年に伊予国の吉弥侯部勝麻呂と吉弥侯部佐奈布留の二名が

野原の姓を賜ったことが知られる。伊予国は北海道諸国と同様、初期から俘囚が移配されていた。

『続日本紀』靈龜二年（七一六）五月辛卯条には「大宰府言、豊後伊予二国之堺、從來置_レ成不_レ許_レ往還、但高下尊卑、不_レ須_レ無_レ別、宜_三五位以上差_レ使往還不_レ在_三禁限_二とある。靈龜二年以前に成を置き豊後・伊予間の交通の全面禁止を定めているが、それは本来この地域の人々が両国間の海上を頻繁に往来していたことを示している。松原弘宣は『続日本紀』のこの条文と、先に触れた『類聚三代格』延暦十五年十一月二十一日太政官符を検討し、遅くとも八世紀第2四半期には、周防・伊予灘地域に地域交易圏が形成されていただけでなく、この地域交易圏が難波津という中央交易圏とも明確に結びついていたと指摘している。

大宰府から都にむけて調庸を輸送した船が瀬戸内海を通る際、豊後・伊予を通るルートも重要な役割を果たしていた。史料4に見るように、豊前・豊後には俘囚の富豪が存在したが、豊後国と海上交通で密接に結びつく伊予国には、北海道と同様に海道蝦夷が移配されていた。この豊後・伊予を結ぶ海域において、俘囚が往来していた可能性も充分考えられる。伊予国をはじめ、瀬戸内海沿岸諸国の俘囚が、北海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪の海上交易を支える存在となっていたのではないだろうか。

畿内より西の諸国、特に北海道諸国と伊予国に移配された俘囚には、海道蝦夷を出自とする人々が含まれていた。彼らの中には、東北地方の太平洋沿岸・北上川水系を舞台とする交易に従事していた人々もいた。移配された後、彼らは独自のネットワークを構築していたと考えられる。一方、北海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪は多くの動産を蓄積し、国司

に接近していた。こうした状況を背景として、北海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪も瀬戸内海を舞台とした交易に関わりえたと考える。

おわりに

天長期に北海道北部の国々で富豪として活動する俘囚・「夷俘」に注目し、富豪に成長した背景と活動の展開について考察してきた。背景には、八世紀初頭から北海道に俘囚が集中的に移配されたこと、延暦〜弘仁年間にかけて災害・飢饉などによる生産力の低下と人口減少があり、在地の有力者層の様相が大きく変化したことがあげられる。

俘囚・「夷俘」の富豪はまず農業経営により富を蓄積していった。律令国家は移配時に俘囚・「夷俘」の従来の集団を解体し、移配先で意図的に再編成した。しかし、その中から実力を以て台頭した俘囚・「夷俘」の富豪は、まず周囲の俘囚・「夷俘」を、さらに付近の一般百姓をも自らの農業経営の労働力に取り込んでいった。律令国家の想定を超えて成長した彼らは国司に接近するなど、さらに成長を続けていった。

神龜二年〜宝龜七年の初期に北海道諸国に移配された俘囚の中には、海道蝦夷が含まれていた。彼らは国境を越えた集団間のネットワークを築き、瀬戸内海沿岸諸国に居住する俘囚・「夷俘」も互いに繋がっていたと推測される。これらを背景に、北海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪が、瀬戸内海を舞台とした交易に進出した可能性を指摘した。

九世紀の移配俘囚・「夷俘」の動向には、確かに律令国家と敵対したり、支配が安定していない様子が多く見られる。しかし、北海道の俘囚

・「夷俘」は特殊な移配状況や地域の特徴を背景として富豪に成長し、国府の下級官人となるような動きも見せた。移配俘囚・「夷俘」が移配先の地域の環境に対応し自ら発展していった、その様相の一端を明らかにできたと考える。

註

- (1) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)
 - (2) 宝龜五年から延暦十一年(七九二)の「夷俘」の事例について、前後の史料からどのような集団を指しているのかを検討したところ、「蝦夷と俘囚」の両者を指す事例もわずかにあるが、基本的には俘囚と異なる。「国家と関係を持った蝦夷」という意味で使われる傾向が見られた。これが延暦年間以後、俘囚と対置される帰降した「蝦夷」・「夷」と同義に用いられることに繋がると考えられ、平川の説に従うものとする。拙稿「夷俘と俘囚」(榎森進・小口雅史・澤登寛聡編『エミシ・エゾ・アイヌ アイヌ文化の成立と変容―交易と交流を中心として―』上、岩田書院、二〇〇八年。初出は二〇〇七年)
 - (3) 『日本紀略』『扶桑略記』には「陸奥国俘囚」とある。
 - (4) 『続日本紀』和銅二年(七〇九)三月壬戌条、『同』養老四年(七二〇)九月丁丑条、『同』養老四年九月戊寅条
 - (5) 海道蝦夷が反乱を起こし、陸奥国大掾佐伯兒屋麻呂を殺害した。海道蝦夷の征討のため、藤原宇合を持節大將軍に任じている(『続日本紀』神龜元年三月甲申条、『同』神龜元年四月丙申条)。
- 同年には小野牛養を鎮狄將軍に任じ、出羽蝦夷の征討も行われた(『続日本紀』神龜元年五月壬午条)。しかし、註3で述べたように、

- 『日本紀略』『扶桑略記』によると、神龜二年に移配されたのは「陸奥国俘囚」とあるので、陸奥国の海道蝦夷が俘囚として移配されたと考ええる。
- (6) 熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』二四、一九九二年)二頁
 - (7) 『続日本紀』宝龜五年七月庚申条、『同』宝龜五年七月壬戌条
 - (8) 陸奥国が「山海二道賊」の征討を申し出たのに対し、出羽国に対しても軍士四千人の派遣を命じている(『続日本紀』宝龜七年二月甲子条)。
 - (9) 『大日本古文書』二卷、一〇六〜一三〇頁
 - (10) 『大日本古文書』二卷、一四六〜一四九頁
 - (11) 『続日本紀』天平九年(七三七)正月丙申条、『同』天平九年四月戊午条
 - (12) 武廣亮平は、天平九年に筑紫防人を停止して本郷に帰しているが、この時の防人の帰った国が、伊豆・甲斐・相摸・安房・上総・下総・常陸であることを指摘するとともに、天平十年の摂津職を経由しての西国への俘囚移配はこれに対応するものだとする。そして、移配の目的は、「東国防人」と同じく西国警備の任につかせることだったと論じている。武廣「エミシの移配と律令国家」(千葉史学叢書一『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年)二六六頁
 - (13) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 延暦十七年六月己亥条
 - (14) 武廣註(12) 前掲論文、二七二〜二七四頁、二八〇頁
 - (15) 後掲史料6
 - (16) しかし、翌年に常陸国が夷俘はまだ「不_レ免_三貧乏_一」状態であるため田租徴収を免除するよう請願し、許されている(『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 弘仁八年(八一七)九月丙申条)。
 - (17) 『日本後紀』弘仁二年三月乙巳条
 - (18) 『続日本紀』延暦九年八月乙未条
 - (19) 『続日本紀』延暦十年五月辛未条

- (20) 『日本後紀』延暦十五年七月辛亥条
- (21) 『日本後紀』延暦十五年八月乙丑条
- (22) 『日本後紀』弘仁三年六月辛卯条
- (23) 『類聚国史』卷一七三・災異七・蝗 弘仁四年六月甲申条
- (24) 『日本後紀』弘仁六年五月甲申条
- (25) 『類聚国史』卷一七三・災異七・蝗 弘仁十年十一月丁丑条
- (26) 『類聚国史』卷八三・政理五・免租税 弘仁四年十月条(日付欠)
- (27) 『日本後紀』弘仁六年今年条
- (28) 『類聚三代格』弘仁十三年三月二十六日太政官符「応下輪私資物養飢百姓者賜出身叙位階事」、「応下輪私資物養飢百姓者賜出身叙位階事」
- (29) 『類聚三代格』弘仁十三年三月二十六日太政官符「応下輪私資物養飢百姓者賜出身叙位階事」。この太政官符には「其法白丁輪稻一千束者、入於内考。自入色至初位、每階二百束。自初位至八位以上、每階四百束。外考入内考者減半」とあり、稻を供出した者への授位的方式が定められている。
- 史料4によると、豊後国俘囚吉弥侯部良佐閉はもともと無位で、稻九百六十四束を供出したことにより従六位上を授けられている。右の太政官符により定められた方式とは稻の数量と授位された位階が合わないが、史料4と史料6に見られる俘囚や「夷俘」への叙位は、この太政官符を契機とするものであるとよいと考える。
- (30) 山村信榮「九世紀の大宰管内」(『古代文化』五四—一、二〇〇—二年)五七頁
- (31) 『類聚三代格』弘仁三年八月五日太政官符
- (32) 倉住靖彦「太宰府—遠の朝廷—」(井上辰雄編『古代の地方史』—西海編、朝倉書店、一九七七年)二六一—二六二頁

- (33) 『続日本紀』大宝二年三月丁酉条
- (34) 『類聚三代格』天長二年(八二五)八月十四日太政官符
- (35) ただし『類聚三代格』天長二年八月十四日太政官符によると、天長二年に再び太宰府が権任郡司の選任権を持つこととなった。
- (36) 戸田芳実「中世成立期の所有と経営について」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年。初出は一九六〇年)四九—五〇頁
- (37) 亀田隆之「力田者」の一考察(『日本古代用水史の研究』吉川弘文館、一九七三年。初出は一九六三年)三四六—三四七頁
- (38) なお、『政事要略』卷五七・交替雑事・雜公文には、「大帳(八月卅日以前申送於官)。(中略)池溝帳・官舎帳」と見える。
- (39) 中村順昭「律令制下における農民の官人化」(『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年。初出は一九八四年)二八頁
- (40) 天平十年駿河国正税帳に「陸奥国送撰津職俘囚吉老拾伍人」とある(『大日本古文书』二卷、一一四頁)。武廣亮平は、この時に俘囚の移配先が撰津職とされているのは、軍防令20衛士向京条にあるように西国に転送されるまでの中継地としての役割を果たすものと指摘している。武廣註(12)前掲論文、二六五頁
- (41) 『大日本古文书』二卷、一四七頁
- (42) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 大同元年十月壬戌条には、近江国の夷俘六四〇人を防人にあてるため大宰府に移配した際、女性も含まれていたことが見える。よって、西海道へ移配された俘囚にも女性が含まれていたと思われる。これら少数のグループは家族と推測される。
- (43) 松村一良「西海道の集落遺跡における移配俘囚の足跡について—豊前・筑前・筑後・肥前四国の事例を中心に—」(『内海文化研究紀要』四一、二〇一三年)
- (44) 平川註(1)前掲論文、二八六—二八七頁

(45) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 弘仁五年二月戊子条

(46) 『日本三代実録』元慶四年十一月三日癸丑条

(47) 熊谷公男「蝦夷移配策の変質とその意義」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年)三四〜三五頁

(48) 『倭名類聚抄』によると上野国碓井郡・多胡郡・緑野郡、周防国吉敷郡に俘囚郷が見える。また、播磨国賀古郡・賀茂郡・美囊郡に夷俘郷が見える。

(49) 『日本後紀』弘仁三年六月戊子条

(50) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 弘仁四年十一月庚午条には、播磨・備前・備中・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前国の夷俘専当国司を定めたことが見える。また、『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 弘仁四年十一月癸酉条には、諸国の介以上一人を夷俘専当国司に定めるとしたことが見える。

(51) 野村忠夫は、仁寿年間〜九世紀末頃にかけて把笏対象の拡大が限界に達したとし、地方においては郡司主帳以上並びに軍毅およびその変形とみられる範囲に把笏の線が引かれているとする。また、把笏の対象は下降拡大したが、把笏は一定段階以上の官職の「威勢」を視覚的に示すとともに、その有無によって劃される官職の段階線を現実の形で示しているとしている。野村「官人的把笏の問題―官人的身分標識の一考察―」(『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年。初出は一九六五年)四七四〜四八二頁

(52) 貞観八年にも、近江国の夷長二人に把笏を許している(『日本三代実録』貞観八年十一月十日辛亥条)。

(53) 義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八年)一二四〜一二九頁。大町健「村落首長の支配と収取」(『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、

一九八六年)二四五〜二五四頁。荒木敏夫「古代国家と民間祭祀」(『歴史学研究』五六〇、一九八六年)四九頁。矢野建一「律令国家と村落祭祀」(菊地康明編『律令制祭祀論考』塙書房、一九九一年。初出は一九八九年)九三〜九五頁。義江明子「殺牛祭神と魚酒―性別分業と経営の観点より―」(佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館、一九九五年)一〇〜一五頁。三上喜孝「古志田東木簡からみた古代の農業労働力編成」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』三六、二〇〇一年)一三五頁

(54) 吉田晶「家父長制と個別経営」(『日本古代村落史序説』塙書房、一九八〇年)一一一〜一一五頁。吉村武彦「日本の古代社会と首長制」(『歴史学研究』五四七、一九八五年)五〇〜五一頁。吉村「初期庄園の耕営と労働力編成―東大寺領越中・越前庄園から―」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年)三二一〜三二六頁。梅田康夫「日本古代における「魚酒」の提供」(『金沢法學』三六一・二、一九九四年)四二三〜四二七頁。小倉慈司「古代在地祭祀の再検討」(『ヒストリア』一四四、一九九四年)一二三〜一二四頁。中村英重「村落祭祀論」(『古代祭祀論』吉川弘文館、一九九九年)二三七〜二四〇頁。森田悌「魚酒と農耕祭祀」(『延喜式研究』二九、二〇一三年)五頁

(55) 小口雅史は、どちらの立場においても、国家による禁止の背景には「魚酒」提供という行為が共同体秩序の破壊・階層分化につながるからという点では見解はほぼ一致しているので、今後は共同体の在り方そのものにも論争の焦点を当てるべきだとしている。小口「梅田康夫著『日本古代における「魚酒」の提供』」(『法制史研究』四五、一九九六年)

(56) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 弘仁五年二月戊子条

(57) 蝦夷爵は第一等〜第六等まで設けられていた(『延喜式』卷三〇・大藏省100賜蝦夷条)。

- (58) 正木喜三郎は、郡司や力田輩の勸農・救民行為は、表面的には政府の政策に沿ったように見えるが、裏には地域の農民を自分の私的支配下に繰り込み、叙位を通じて在地勢力を拡張する意図があったと指摘している。正木「西海の富豪たち」『古代の日本』三 九州、角川書店、一九七〇年）三二一頁
- (59) 俘囚料については中村光一による論考がある。中村「俘囚料の設置をめぐって」『延喜式研究』一、一九八八年）
- (60) 『続日本後紀』承和十四年七月丁卯条
- (61) 門脇禎二「律令体制の変貌」『日本古代政治史論』塙書房、一九八一年。初出は一九六二年）二九八頁
- (62) 井上辰雄「筑紫の大宰と九国三島の成立」『古代の日本』三 九州、角川書店、一九七〇年）二〇二頁
- (63) 『続日本紀』宝亀七年二月甲子条
- (64) 『続日本紀』宝亀五年七月壬戌条
- (65) 熊谷註（6）前掲論文、四頁
- (66) 樋口知志「蝦夷と太平洋海上交通」『日本史研究』五一、二〇〇五年）七～八頁
- (67) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 延暦十七年六月己亥条によると、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲等国に対し、「帰降夷俘」に毎年、時服・禄物を支給するように命じている。初期の移配俘囚に対しても似たような対応がとられていたと推測する。
- (68) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 天長八年二月戊寅条
- (69) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 弘仁七年八月甲午条
- (70) 『日本三代実録』貞観八年四月十一日乙酉条
- (71) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 天長九年十二月戊寅条
- (72) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 延暦二十二年（八〇三）四月乙巳

条、『日本後紀』弘仁六年正月丁亥条

(73) 『政事要略』卷五三・交替雑事・雑田「応行雑事五箇条」事」には、上総・下総・備後国の俘囚田を返上し、その地子稲を正税に混合するとしたことが見える。

(74) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 天長八年十一月己亥条

(75) 『倭名類聚抄』によると周防国吉敷郡に俘囚郷の名が見える。

(76) 弘仁五年に当宗家主を阿波国に派遣し、「夷俘」を教諭させたことが見える『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚 弘仁五年二月辛卯条。

(77) 『日本後紀』弘仁四年二月甲辰条

寺内浩は、飛鳥池遺跡と西隆寺跡より出土した木簡から伊予国温泉郡に篁原（のはら）郷が存在したことを指摘し、弘仁四年に俘囚が賜った野原という姓は、この地名に由来するとしている。寺内「古代伊予国の俘囚と温泉郡篁原郷」『伊豫史談』三六二、二〇一一年）

(78) 松原弘宣「地域交易圏と水上交通―周防灘と伊予灘を中心にして―」『古代国家と瀬戸内海交通』吉川弘文館、二〇〇四年。初出は一九九一年）二八〇～二八三頁

【付記】

本稿は、二〇〇九年十一月八日に開催された第一〇七回史学会大会日本史部会古代史部会での研究発表をもとに作成したものである。研究発表の席上、貴重なご指摘、ご助言を賜った。ここに記して篤く御礼申し上げます。

（ながた・はじめ 法政大学大学院人文科学研究科博士後期課程）